

司法アクセス・レビュー

司法アクセス推進協会 News Letter

司法アクセス・レビュー 第22号 2019年（令和元年）10月18日

特定非営利活動法人 司法アクセス推進協会

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビルディング9階 宏和法律事務所内

URL <http://www.shihouaccess.jp>

第 22 号

Contents

東電旧経営陣の責任否定 一原発事故刑事裁判で無罪判決	2
同性カップル、「法的保護の対象」 一宇都宮地裁真岡支部判決	4
民事裁判のIT化、ウェブ会議の導入試行開始など推進	5
「嫡出推定」改正へ 一無国籍解消に向け民法見直し（法制審議会）	7
ハンセン病家族訴訟熊本地裁判決、国は控訴せず	8
安保法制違憲訴訟（東京地裁・国賠）、11月判決へ 一横浜地裁などで証人尋問採用続く	8
安保法制自衛官訴訟、審理差し戻し 一最高裁	9
裁判員裁判で音声証拠だけを認める（東京地裁）	10
アスベスト（石綿）規制強化へ法改正、来年にも国会上程 一環境省	11
「表現の不自由展」中止、表現の自由に懸念	12
かんぽ生命問題でNHK経営委員会が会長注意、 番組放送も延期 一郵政の抗議受け	13
就活生の内定辞退率販売で改善勧告 一個人情報保護委員会	14
取調べへの弁護士立合いを求める（日弁連徳島人権大会）	15
Focus 日本における法的ニーズ計測の試み（2） 大石哲夫	16
司法アクセス・グローバルプロジェクト始まる	20
編集後記	20

東電旧経営陣の責任否定 — 原発事故刑事裁判で無罪判決

東 京電力福島第一原発事故をめぐる業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電旧経営陣3人に対し、東京地裁（永淵健一裁判長）は無罪の判決を言い渡しました。

この事件は、原発事故被害者による刑事告訴・告発を検察が二度に亘って容疑不十分として不起訴とした後、市民からなる検察審査会が起訴相当としたもので、これにより、旧経営陣3人は2016年3月、巨大地震が予測できたのに対策を怠って事故を招き、原発近くの大葉病院の入院患者らに避難を余儀なくさせ、44人を死亡させたとして旧経営陣3人が強制起訴されたものです。

本件では指定弁護士が検察官役をし、約2年3か月、37回の公判を経て、今回の判決に至ったものです。

業務上過失致死傷罪の成否のポイントは、①巨大地震を具体的に予見できたか（予見可能性）、②対策を講じて原発事故を避ける義務があったか（結果回避義務）の2点にあります。

永淵裁判長は先ず②に関連して、指定弁護士が指摘した「建屋の浸水防止対策」や「非常用電源の高台設置」などの対策について、「それらの対策をいつまでに終わればよかったかについて指定弁護士は主張しておらず、結局は事故を回避するには、運転を停止するしかなかったということになる」と指摘しました。

判決は、東電は電力の供給義務を負っており、影響の大きい運転停止を義務付けるほどの予見可能性があったかを考慮すべきだとし、「事故の結果の重大性を強調するあまり、自然現象で想定し得るあらゆる可能性を考慮した対策を義務付ければ、原発の運転を行う事業者に不可能を強いる結果となる」としました。

その上で、①につき、2002年に国の対策推進本部が公表した巨大地震の予測＝「長期評価」を踏まえた対策の必要を被告らが出席した会議で報告し、了承されたと述べた元幹部職員の検察での供述調書についても、「会議で報告したのではなく、資料を配布されただけで了承したと本人が推測している可能性がぬぐえず、信用性に疑いがある」とし、この報告により旧経営陣が巨大地震を予測できたとの指定弁

護士の主張を斥けた上、長期評価は「巨大地震の発生の可能性について具体的な根拠を示さず」、「信頼性や具体性があったと認めるには合理的な疑いが残る」としました。

原発に求められる安全性については、「放射性物質が外部に放出されることは絶対にないというレベルの極めて高度の安全性ではなく、最新の科学的知見を踏まえて合理的に予測される自然災害を想定した安全性の確保が求められていた」とし、旧経営陣は現場から「長期評価の信頼性は低い」と説明を受けていたうえ、行政機関や専門家からも運転停止は求められていなかった点に触れ、旧経営陣の対応は当時の原子力安全対策を鑑みれば「特異ではない」としました。

そのうえで、旧経営陣が巨大地震の可能性を示す情報を得ていたことは認めつつ、長期評価の信頼性の乏しさを考慮して「運転停止を義務付けるほどの予見可能性」を否定し、無罪を結論付けたものです。

☞「絶対的安全性の確保までは前提としていない」

今回の判決で最も特徴的なのは、事故防止の方策について、指定弁護士は防潮壁の設置、建屋の入り口の水密化、主要機器の水密化、代替電源の高台設置などの対策が検討、実施されるべきであったとし、それまでの間の原子炉の停止を主張していたのにも関わらず、停止以外の対策につきそれが可能であったかなどにつき、全く検討を加えず対策を原子炉停止に絞り、その困難を軸に論理構成していったことです。

この点につき、立命館大学法科大学院の松宮孝明教授（刑法）は「事故を回避する方策として、影響の大きい運転停止だけを検討した点は疑問が残る」とし、他の方策も認めれば「予見可能性のハードルは相当低くなっていたはず」としています。

また、判決は「事件の結果は重大で取り返しがつかないが、少なくとも地震発生前の時点で、当時の国の規制等は絶対的安全性の確保までは前提としていなかった」「規制の枠組みを超えて刑事責任を負うことにはならない」と結んでいますが、原発事故がひとたび起こると重大で取り返しのつかない被害が

出る可能性は、事故前でも容易に想定され、東電は長期評価に基づいて津波が15.7メートルになるという試算も行っています。事故が起きたときの深刻性を慮れば、東電の経営陣には高度の注意義務が課されているはずで、津波予測の情報を知った時点から何らかの具体的な対策に着手すべき責任があり、それを怠った以上は罪に問われて当然との声もあります。

「長期評価」の評価についても、民事裁判においては、2017年3月の前橋地裁では「長期評価は、地震学者の見解を最大公約的にまとめたもので、津波対策を実施するにあたり、考慮しなければならない合理的なものである」とし、2017年10月、福島地裁では「専門研究者の間で正当な見解であると是認された見解で、その信頼性を疑うべき事情は存在しない」と判断しています。刑事と民事で評価が大きく分かれ、刑事裁判においては、「長期評価は原子炉の停止を求めるレベルの信頼性があったか」とされ、民事裁判では、「長期評価は津波対策を動機づける信頼性は十分に持つものである」とされています。ここでも、対策は原子炉停止だけであったかが問われています。

今回の判決に対し、指定弁護士の一人である石田省三郎弁護士は「国の原子力行政に対する忖度判決である」と記者会見で述べています。

被害者代理人の海渡雄一弁護士は、「この判決は司法の歴史に大きな汚点を残すことになる。指定弁護士には控訴をしてもらい必ずや正義にかなった高裁判決を勝ち取りたい」と述べています。

🔊 再発防止の流れに逆行、原告側は控訴

今回の強制起訴の原動力となった「告訴団」の武藤類子団長は、「無罪判決は、再発防止に向けて社会を変えていく流れを阻むものだ。原発事故の被害者は誰ひとり、この判決に納得していない」「あれだけたくさんの証言や証拠があっても罪に問えないのか」と失望をあらわにしています。

一方、既に多くの裁判所で東電や国の責任を認めている民事と、人を罰する刑事では「合理的な疑い

を超えなければ有罪に出来ず、立証のレベルが異なることも事実です。

あるベテラン裁判官は、「過失で個人の責任を問うには、当時の当事者の認識や社会情勢を厳格に判断しなければならない。今回の判決は、過失を裁くオーソドックスな手法を使った」と指摘しています。

9月30日、検察官役の指定弁護士は、東京高裁に控訴しました。控訴した理由について、「判決は被告らの注意義務や結果回避義務という重要な論点を回避したばかりか、予見可能性すら否定した」「判決をこのまま確定することは著しく正義に反する」とコメントしています。

控訴審は一審判決に誤りがないかチェックする事後審で、最高裁は2012年、控訴審で一審判決を破棄するには「論理則、経験則に照らして不合理な点を具体的に示す必要がある」と判断しています。

また、二審で新たな証人や証拠の申請が認められるのは、裁判所が「やむを得ない理由がある」と認められた場合に限られます。

逆転有罪には高いハードルが予想されますが、「原発神話」を喧伝し日本を破滅させかねない空前の重大事故を招いてしまった経営陣に、本当に「過失」はなかったのでしょうか。「オーソドックスな手法」で片づけてしまうのはあまりにも市民感覚からはズレており、二審での指定弁護士の立証が目されるどころです。

なお、今回の無罪判決を受け、JR 福知山脱線事故(2005年)や中央自動車道笹子トンネル事故(2012年)の遺族らでつくる「組織罰を実現する会」は、「役員たちの弁解をそのまま是認する極めて不当な解決だ」「重大事故の責任が追及されないまま放置されると、新たな重大事故発生の誘因となる」と指摘し、企業や法人に刑事罰を科す「組織罰」の創設の必要を訴えています。

(主な参考資料 2019年9月20日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、9月29日NHKニュースウェブ、10月1日東京新聞)

同性カップル、「法的保護の対象」 一字都宮地裁真岡支部判決

宇 都宮地裁真岡支部（中畑洋輔裁判官）は9月18日、同性のパートナーとアメリカで結婚し、日本で長期間同居し、子育てのために住居を購入していた30代女性が、「パートナーの不貞行為で破局した」として約640万円の慰謝料を請求した事件において、同性カップルを「事実婚（内縁）」に準ずる関係であったと認定し、慰謝料などとして110万円を支払えとの判決を示しました。婚姻届を出さずに暮らす男女の事実婚については、1958年の最高裁判決が「婚姻に準ずる関係」と明示し、不当に破棄された場合は損害賠償を求め得るとしていますが、同性カップルについて事実婚に準じた法的保護を認めた判決は、我が国では初めてとみられます。

中畑裁判官は、判決理由において、同性カップルが事実婚としての保護を受けられるかにつき、日本では法律上、男女間の婚姻しか認められていないことから、これまでの判例や学説において事実婚は当然に男女間を前提にすると解されてきたが、「近時、価値観や生活形態が多様化し、婚姻を男女間に限る必然性があるとは断じ難い状況」となっていること、世界的に見ても、同性婚を法律上認める国が存在し、同性カップルを公的に認証する制度を採用する国もかなりの数に上ること、日本でも同性パートナーシップなどの制度を採用する自治体があらわれてきており、こうした社会情勢を踏まえると、「同性カップルであってもその実態に応じて、一定の法的保護を与える必要は高い」としました。

また、憲法24条1項が「婚姻は、両性の合意に基づいて成立し」としているのは、「憲法制定当時は同性婚が想定されていなかったからにすぎず、およそ同性婚を否定する趣旨とまでは解されない」ので、法的保護の対象と解することは憲法に反しない、と踏み込んだ解釈をしました。

内縁関係に準ずる法的保護の対象

一方、現行法では結婚が男女のカップルにしか認められていないことから、「同性婚を内縁関係（事実婚）そのものと見ることはできない」としました。

その上で、同性カップルであっても事実婚と同視

できる生活関係にあると認められる場合は、事実婚に準じた法的保護に値する利益が認められ、不法行為法上の保護を受けられるとするのが相当であるとし、本件同性カップルが約7年間にわたる長期間の共同生活をし、アメリカで婚姻証明書を取得し、日本で結婚式を挙げていることなどから、「男女間の内縁関係（事実婚）と何ら変わらない実態を有している」と認めたものです。

一方、賠償額は同性婚が現状では法律で認められていないことから、「（男女間の）法律婚や事実婚（内縁関係）とは差があるとして110万円にとどめました。

判決後の記者会見で、原告代理人の白木麗弥弁護士は、「一番大きいのは同性カップル間の関係が、内縁（事実婚）に準ずる関係として法的保護を受けるものと認められたことです。『婚姻を男女間に限る必然性があるとは断じ難い』と踏み込んでいただいたのは、同性婚の立法を促す狙いがあるのではないかと思います。同性婚の法制化に向けて突破口になってくれればと思います」と述べました。

原告女性は代理人弁護士を通じて「彼女と過ごした期間が事実婚として認められ、私の人生の一部が認められたと救われる思いです。同じような事例で泣き寝入りする人が減るかと思うと大変うれしく思います」とコメントしました。

同性カップルをめぐるのは、本年2月以降、全国5地裁で同性カップル13組が、同性婚ができないことの違憲性を問う訴訟を起こしています。

この訴訟において原告側は、憲法24条は、国家や第三者に干渉されず、望む相手との合意だけで結婚が成立するという「婚姻の自由」を保障するもので、同性婚を禁止するものではない、と主張しています。同性婚訴訟を支援する前園信也弁護士は、「今回の判決は、同性婚訴訟の原告側の主張と重なるものだ。憲法は同性婚を禁止していない、とした裁判例は初めてなのでは。同性カップルを保護に値する関係だと認めた点も非常に評価できる」とコメントしています。

なお、同性婚訴訟において国側は、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」と定める憲法24条

第1条は、「同性婚を想定していない」との主張を繰り返すにとどまっています。

早稲田大学の種村正行教授（家族法）は、「同性カップルにも法的保護を与える司法判断は初めてとみられ、画期的な判決だ。地裁レベルだが、価値観の多様化や同性婚を認める世界各国の流れ、国内での同性パートナーシップの広がりを踏まえており、同性婚の容認に向けた大きな一歩となる。ただ、法的保護について、法律婚との間に差をつけたのは疑問だ。不貞行為に対する苦しみはカップルの形態で違いがあるだろうか。法律婚、事実婚、同性の事実婚の間で法的権利の平等化に関する議論を進める時期に来ている」と語りました。

本年6月3日、同性間の婚姻ができるよう、民法の一部を改正する法律案（婚姻平等法案）が立憲民主党、共産党、社民党の議員らによって国会に提出

されました。また、日弁連は7月18日、「同性の当事者による婚姻に関する意見書」を発表しました。この意見書の趣旨は、「我が国においては法制上、同性間の婚姻（同性婚）が認められていない。そのため、性的指向が同性に向く人々は、互いに配偶者と認められないことによる各種の不利益を被っている。これは、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害と言うべきである。したがって、国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである。」というものです。

今後の同性婚をめぐる訴訟や法制化の動きが注目されるどころです。

（主な参考資料 2019年9月18日朝日新聞、毎日新聞、9月19日東京新聞）

民事裁判のIT化、ウェブ会議の導入試行開始など推進

ア メリカ、カナダ、ヨーロッパ諸国や韓国、シンガポールなどでは裁判のIT化が積極的に導入され、あるいは検討されているのに対し、日本における裁判のIT利用は限定的なものに留まっています。

政府はこのような状況を打開すべく、「未来投資戦略2017」（2017年閣議決定）において「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況を踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から」「利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策を検討する」との方針を決定しました。

これを受けて設置された内閣官房・日本経済再生本部の「裁判手続等のIT化推進本部」は2018年3月に、「利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする『裁判手続等の全面的IT化』を目指すべきとしつつ、裁判のIT化を「3つのe」（① e-Filing、裁判書類を電子ファイルで提出、保管する）、② e-Court、裁判期日をテレビ会議等で行う、③ e-Case、Management 裁判記録をデータベースで保管管理する）に分別し、それぞれについて次の3

つのフェーズ（段階）に分けて実現していくとする報告書を取りまとめました。

- (1) フェーズ1 法改正を要せず、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能なものについては、2019年度から試行等を実施する、
- (2) フェーズ2 関係法令の改正により初めて実現するものにつき、2022年度から開始することを目指して、2019年度中の法制審議会への諮問を視野に入れ、必要な法整備に向けた検討・準備を行う
- (3) フェーズ3 関係法令の改正とともにシステム・ITサポート等の環境整備を実施したうえで、オンライン申立てへの移行を図るものとし、必要な法整備の実現に向け、2019年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を進めることや、その実現に向けたスケジュールについて、2019年度中に検討を行うことが望ましい

この取りまとめを踏まえ、政府は「未来投資戦略2018」（2018年6月閣議決定）で、「フェーズ1については、現行法の下で、来年度から、ウェブ会議

等を積極的に活用する争点整理等の施行・運用を開始し、関係者の利便向上とともに争点整理等の充実を図ることを期待する、フェーズ2については、所要の法整備を行い、関係者の出頭を要しない口頭弁論期等を実現することとし、2022年度頃からの新たな制度の開始を目指し、来年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を行う、フェーズ3については、所要の法整備及びシステム構築などの環境整備を行い、オンラインでの申立て等を実現することとし、法務省は、必要な法整備の実現に向け、来年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を行い、オンラインでの申立て等の実現に向けたスケジュールについて、来年度中に検討を行う」としました。

☛ IT ツール利用した争点整理の施行へ

この決定を受けて、最高裁は、フェーズ1の実現に向けてウェブ会議等のITツールを積極的に利用した、より効果的・効率的な争点整理の試行・運用を2020年2月頃から知的財産高等裁判所と地方裁判所8庁（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）で開始し、2020年度5月頃から地方裁判所5庁（横浜、さいたま、千葉、京都、神戸）でも開始、以降他の地方裁判所にも拡大していくことを明らかにしています。

これにより、我が国の民事裁判手続はIT化への大きな第一歩を踏み出すこととなります。

また、最高裁は書面や証拠のオンライン提出を可能とするため、2020年度概算要求に専用システム開発費など1億5千万円を予算化したと伝えられています。

一方、法務省は2018年7月に、商事法務研究会に最高裁、弁護士、研究者を含めた「民事裁判手続等IT化研究会」を発足させ、2019年中に意見のとりま

とめを行い、2020年の法制審議会に民訴法改正案を諮問することを予定しています。

このように、ここへ来て民事裁判手続のIT化への検討作業は一気に加速してきています。

民事裁判のIT化は、①オンライン申立てにより、いつでも、どこでも申立てが可能となる、②システム送達が可能となり、オンラインで裁判書類が受け取れる、③ウェブ会議を利用した期日参加が可能になるなど、利用者の利便性が向上し、裁判に関する時間的・経済的コストの節減、司法アクセスの向上につながるなどのメリットがあります。

しかし、裁判のIT化には、重要な留意点もあります。日弁連は、取りまとめの基本的方向性に賛同しつつ、①裁判の公開、直接主義、弁論主義等の民事裁判の諸原則との整合性を図ること、②ITシステムの利用が困難な者に対する支援措置等の速やかな検討を進めること、③地域の実状を踏まえ全ての人にとって利用しやすい制度・システムを構築すること、④同制度・システム構築のため十分な予算措置を講ずるべきこと、との会長談話を発表しています。

仙台弁護士会は7月26日、「IT化の方向性自体は審理の充実や効率化の観点から受け入れるべき」としつつ、ITに疎かったり通信環境を用意できなかったりする高齢者や経済的困窮者に手続を強制すれば「裁判を受ける権利の制限につながりかねない」と指摘する意見書を国や最高裁に提出しました。同弁護士会の担当委員会の弁護士は「公開法廷の原則とのバランスや弁護士をつけない本人訴訟での対応、なりすまし防止など課題は多く、慎重な配慮が必要だ」とコメントしています。

（主な参考資料 2019年5月16日朝日新聞、7月23日河北新報、9月3日日本経済新聞）

「嫡出推定」改正へ —無国籍解消に向け民法見直し（法制審議会）

親が出生届を出さないために無戸籍になった人々があります。法務省が把握している無国籍者は、調査が始まった2014年9月からの累計で2,407人（2019年6月10日現在）で、このうち無国籍を解消し国籍を取得したのは1,577人、残り830人は無国籍のまま、うち675人が未成年者となっています。この830人のうち649人が民法の嫡出推定を避けることを出生届を出さない理由としています。

昨年10月、法務省は「嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会」を設置し、検討を進めてきました。研究会は本年7月、嫡出推定制度などの見直しの必要性と方向性についての報告書を取りまとめ、これを受けて法制審議会民法（親子法制）部会で本格的な検討が開始されました。

報告書は「嫡出推定」について大きく次の二点を示しています。

第一点は、民法は妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定し、婚姻の解消・取消し後300日以内と生まれた子は婚姻中に懐胎したものと推定する「嫡出推定」を定めています（民法772条）。報告書は、この規定に出産時に妻が再婚していれば現夫の子とみなすという例外規定を置くことを提案しています。

第二点は、民法774条に定める「嫡出否認」の訴えを夫だけに認めているものから、子や妻も申し立てられるとする提案です。

嫡出推定については、2007年5月から、法務省の通達により、婚姻解消後300日以内に子が出生した場合に、離婚後に懐妊したことの医師の証明書があれば、前夫の嫡出推定は及ばないものとして、現夫の子または父のない子として出生届を提出できるようになっています。

今回の改正の方向は、これを更に拡大するもので

すが、近年、婚姻の解消後に新たなパートナーとは婚姻せずに子どもを出産し、生活するというありようがさほど珍しくなくなっており、どこまで実効性が有するかは必ずしも明かではありません。

一方、嫡出否認権を拡大する方向は、無国籍者を減らすことにつながるものといえます。

現行民法では、妻が別居中などに別の男性の子を出産した場合、嫡出推定が及ばないためには夫の協力が必要不可欠ですが、別居の理由がDVなどの場合は協力を得ることは難しく、出生届を出さない事態が生じています。

子や妻が嫡出否認の訴えを起こせるようになれば、夫の協力を得られないときでも、母等が否認手続きを採ることで、父子関係を否定し、夫の子ではない出生届の提出が可能になるメリットがあると報告書は強調しています。

嫡出推定は明治時代から続く規定で、母子・父子関係の基底のひとつとなってきたものですが、離婚・再婚の増加、家族観の変化などに伴い、子どもが身分上不安定な立場におかれるケースも増加しています。

社会生活においては、個人の氏名、生年月日、国籍、家族関係などを証明しなければならない場合が多数あります。戸籍がないと住民票やパスポートが取得できず、住民サービスも十分に受けられなくなります。

無国籍者問題を解消するには、多様な取り組みが必要ですが、その中でも嫡出推定制度の見直しが最も重要であり、法改正に向けた今後の法制審議会の動向が注目されるところです。

（主な参考資料 2018年8月14日毎日新聞）

ハンセン病家族訴訟熊本地裁判決、国は控訴せず

本年6月28日、ハンセン病患者に対する国の隔離政策により、損害を被ったとして患者の家族が国を訴えていたハンセン病家族訴訟で、熊本地方裁判所は国の責任を広く認める判決を出しました。

この判決は、らい予防法による隔離政策によって、家族も学習機会を奪われたり、結婚差別を受けたりしたことを認め、国が差別・偏見を取り除く措置を取らなかったことを違法と判断するとともに、専門家でない原告が国を加害者と見極めることの難しさにも理解を示し、請求権の時効についてその開始時点を同種訴訟で鳥取地裁が原告敗訴とした2015年9月とする原告寄りの判断をしたものです。

今回の判決で時効の起算点として言及された、ハンセン病患者を母に持つ男性が2010年に鳥取地裁に提訴した訴訟では、ハンセン病患者訴訟での2002年の国と患者らの基本合意書による合意を、男性が2002年には知っていたとして、男性が求めていた母親への国家賠償請求を、提訴時に3年の時効が過ぎていると認定して請求を斥けており、2審の広島高裁松江支部もこれを維持し、現在最高裁で審理中となっています。

国の内部では、このような背景から控訴すべしとの意見も強かったようですが、近づいていた参議院選挙への影響をも意識してか、安倍首相は7月9日、「異例のことではありますが、控訴しないこととしました」と控訴断念を表明し、7月12日に判決は確定しました。

そして原告の強い要請に応え、安倍首相は7月24日に、原告団らと面会し、隔離と差別が家族にも向けられ、多大な苦痛を強いたことに対し、「内閣総理大臣として政府を代表して心から深くお詫び申し上げます」と謝罪し、訴訟に参加しなかった家族原告を含め、新たに補償のための立法措置を講じること、問題の解決に向けて協議の場を速やかに設け、差別偏見の根絶に向け、政府一丸となって取り組むことを表明しました。

9月5日、超党派の国会議員による「ハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会」は、今秋の臨時国会にハンセン病家族の救済を図る補償法を議員立法で提出する方向を明らかにしています。

(主な参考資料 2019年7月10日朝日新聞、東京新聞、9月5日毎日新聞)

安保法制違憲訴訟（東京地裁・国賠）、11月判決へ —横浜地裁などで証人尋問採用続く

2014年9月、強行採決により成立した新安保法制の憲法違反を問う安保法制違憲訴訟は、2016年4月の東京地裁への最初の提訴後3年半を経て、2019年9月12日現在、全国22地裁で25裁判（「女の会」の訴訟を含む）が進行し、原告総数は7,704名となっています。この秋、東京地裁国賠訴訟が判決を迎え、東京地裁差止訴訟が結審する一方、横浜地裁などで証人尋問が予定されるなど、ひとつのヤマ場を迎えようとしています。

本年6月13日、前橋地裁において全国で初めて証人尋問が行われ、宮崎礼壹氏（元内閣法制庁長官）は「安保法制は一見明らかに違憲である」と断じ、志田陽子氏（憲法学者）は「原告たちの陳述書を精

読し、人格権侵害が認められることを確認した」と述べ、半田滋氏は安保法制は戦争法であり、戦争への不安、危惧により訴えを訴える原告の主張は至極もつともである」と証言しました。

この前橋地裁をはじめ、全国各地裁に証人尋問採用の動きが広がっています。10月末には横浜地裁で宮崎氏、半田氏に加えて青井美帆氏（憲法学者）、今井高樹氏（国際ボランティアセンター代表）の証人尋問が行われることが決定し、原告も代理人も全て女性という「女の会」の裁判（東京地裁民事10部）においても、本年12月と来年1月に清末愛砂氏（憲法学者）の証人尋問と浅倉むつ子教授、戒能民江教授のほか国会議員ら13名の原告尋問の実施が決まり

ました。これに加えて、釧路地裁や長崎地裁などでも証人尋問が行われる可能性が出てきたと伝えられています。

この訴訟で、原告側は、憲法解釈の変更により国の根幹である憲法規範の実質的変更を行った手続自体を含む新安法制の違法性を指摘し、新安法制は、時の政権が憲法の平和主義を侵害し、立憲主義をも覆したいわばクーデターであって、明白な違憲立法であり、日本国憲法が定める平和的生存権、人格権、憲法定制・改正権などを侵害していると主張してきました。

これに対し、国側は新安法制の違憲性の主張に対しては、集団的自衛権の行使に関しても、後方支援活動・協力支援活動についても、事実の主張ではなく、争点とも関連しないとして、認否をおこなわず、原告側の権利・利益の侵害という主張については「原告らに国賠法上保護された権利ないし法的侵害があるとはいえない」として、請求の棄却を求める対応に終始して来ました。

軍事国家化への危険訴える

安倍政権はこの間、新安法制で可能となった新任務（自衛隊の「駆けつけ警護」やアメリカ軍艦の洋上給油など）を相次いで実行に移し、昨年12月の新防衛大綱は攻撃型空母の保有を盛り込むなど戦後日本が堅持してきた「専守防衛」を大きく転換する政策をとっています。

このような動きを受けて、7月22日の安保法制違憲差止訴訟の第11回口頭弁論で原告側代理人の福田

護弁護士は、今日本が危険な岐路にたっているとして①アメリカの戦争への参加を拒否する拠り所の喪失、②新安法制の下での軍事国家化への危険、③不穏なイラン情勢、④集団的自衛権を禁止してきた憲法実践の重みの順で意見陳述を行いました。裁判長は、この意見陳述の後、次回（10月30日）で結審する旨告げました。

7月25日には、この間全国の安保法制違憲訴訟の基軸となってきた東京地裁国賠訴訟の審理が行われ、600ページを超える最終準備書面にに基づき7人の代理人弁護士が、①私たちはなぜ安保法制違憲訴訟を提起したか（寺井一弘弁護士）、②新安法制の内容とその違憲性（棚橋桂介弁護士）、③新安法制の制定・適用の現実的危険性、④新安法制により侵害された権利（角田由紀子弁護士）、⑤原告らの被害と損害の深刻性（古川健三弁護士）、⑥本件と司法判断のあり方（伊藤真弁護士）、⑦日本はどこに行くのか（杉浦ひとみ弁護士）の順で意見陳述がなされました。満員の傍聴席からは代理人弁護士が意見陳述を終えるたびに大きな拍手が起こりました。本訴訟はこれで結審し11月7日に判決となります。

現在、安保法制違憲訴訟の原告有志は、東京地裁国賠訴訟の前澤達朗裁判官ら3名の裁判官に対し、「司法に課された使命を全うすべく、『一見明白に憲法に違反する』安保法制について、裁判官の良心に基づき、憲法違反の判決をなされるよう強く要請いたします。」と求める署名運動を展開しています。さる9月25日には第一次集約分として1万筆を超える署名を裁判所に提出し、更に追加すべく呼びかけを行っています。

安保法制自衛官訴訟、審理差し戻し 一最高裁

集 团的自衛権の行使を容認する安保法制は憲法9条に違反するとして、現職の自衛官の男性が同法が定める「存立危機事態」になっても防衛出動の命令に従う義務のないことの確認を求めた訴訟の原告側で、最高裁第一小法廷（山口厚裁判長）は7月22日、原告の訴えを「適法」と認めた二審東京高裁判決（杉本則彦裁判長）を「審理が尽くされていない」として破棄し、東京高裁に審理を差し戻しました。

原告は陸上自衛隊入隊後、施設科や補給部隊など直接戦闘を行わない部隊に所属していますが、第一審の東京地裁（吉田徹裁判長）は、国の主張を認め、「現時点で原告に出動命令が出る具体的可能性はなく、原告の権利や地位に危険や不安が存在するとは認められない」として、「訴えの利益はない」とする判決をしました。

これに対し、第二審の東京高裁（杉原則彦裁判長）は安保法制が制定・施行されたことを踏まえ、存立

危機事態が生じたり、防衛出動命令が発する可能性を認めた上で、その場合「全ての自衛官が出動命令の対象となる可能性が非常に高い」とし、この命令に従わない場合は「社会的非難を受けたり、懲戒処分や刑事罰を受けることになる」とし、「重大な損害を予防するための提訴は適法」として、一審判決を取り消し、審理を地裁に差し戻したため、国が上告していたものです。

上告審では、原告の訴えが適法であるかが争われ、原告は「出動命令に従うと生命に危機が生じるおそれがある」などと訴え、職務命令に背いて懲戒処分を受けないよう、命令に従う義務がないことの確認を求めましたが、国は「高裁判決は訴訟要件を満たすかの審

理判断を十分にしていない」と主張していました。

最高裁は、判決で「行政庁から処分される現実的可能性があるという訴訟要件を満たすことが必要」とし、男性の訴えを「適法」と判断した二審高裁判決は、訴訟要件を満たすかどうかの検討が不十分として、審理を差し戻したものです。

この訴訟は、現職の自衛官が原告となっているものですが、今回の判決は本来問われるべき安保法制の違憲性には触れず、一審の門前払い判決を事実上追認したものとなっています。

(主な参考資料 2019年7月23日東京新聞)

裁判員裁判で音声証拠だけを認める（東京地裁）

老人ホームで入所男性をふろに投げ入れて溺死させたとして殺人罪に問われていた被告の裁判で、東京地裁は検察側が採用を求めた取調べ時のDVDのうち、音声だけを証拠として認め、10月3日の審理では法廷内のスピーカーから検事による取調べの音声だけが流されました。

取調べ時の録音・録画（可視化）はもともと、警察や検察官による自白の強要によるえん罪を防止するために日弁連が全事件での導入を求めてきました。捜査当局はこれに対し、「自白が得られなくなる」として消極的でしたが、2016年の刑事訴訟法の改正で導入が決まり、今年の6月から施行されています。取調べの可視化が義務づけられる範囲は逮捕勾留中の裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件の逮捕・勾留中の取り調べで、逮捕・勾留される事件の2～3パーセントに過ぎないといわれます。

この制度の試行期間中に、録音・録画が取調べの任意性を裁判員に印象付け、有罪の立証に役立つと認識され、最高検は2015年2月、有罪の立証に役立つなら録音・録画を積極的に使うよう求める通達を出していました。

映像に頼る危険を指摘

検察側が提出する録音・録画は裁判員に取調べの任意性を強く印象付けるものとなり、栃木県での小1

女児殺害事件では一審の宇都宮地裁は捜査段階の自白映像を重視して有罪としましたが、高裁は映像に頼った手続きは違法とし、今年6月には東京地裁の裁判官が専門誌で「弁護人の立ち合いもない環境で、涙を流した、身振り手振りですらすら述べた、などの態度や様子を評価することは難しい」と指摘しています。

この事件で弁護人の山下幸夫弁護士は「DVDを流せば法廷が捜査を迫体験する場になる。被告を犯人としてみる危険がある」と証拠採用の却下を求め、裁判所は7月、DVD以外に検察が自白を立証する証拠はないと認めつつ「被告の表情や態度から自白が信用できるか判断すれば、直観的で主観的な判断に陥る危険性が高い。裁判員裁判であることを踏まえると、映像を調べるのは相当ではない」と決定しました。

音声だけを流すこととした今回の決定はこのように、録画の持つ印象に流されやすい裁判員裁判の判断を考慮したのですが、これについて日弁連刑事弁護センターの菅野亮事務局長は「密室で捜査官に一方的に追及されたものに変わりはない。法廷でのやりとりを重視する公判中心主義に逆行する」と批判しています。

(主な参考資料 2019年10月4日朝日新聞)

アスベスト（石綿）規制強化へ法改正、来年にも国会上程 —環境省

環境省の中央環境小委員会は9月2日、建物の解体や改修等にもなうアスベスト（石綿）飛散防止の強化策をまとめました。

今回まとめられた規制強化策の骨子は、①規制を拡大し、アスベストが使われている全ての建物の解体、改修工事を対象にする ②アスベストの有無に関する事前調査結果の届け出を義務化する ③事前調査を行う人の資格制度の導入を検討する などです。

アスベストを含む建材は除去作業で飛散しやすい順に、①吹き付け材など（レベル1）、②耐火被覆材や断熱材など（レベル2）、③スレート板など（レベル3）に分けられています。現行の大気汚染防止法は、解体・改修工事をする際は、危険性の高いレベル1、2は、アスベストの使用についての事前調査と使用が確認された場合の当該工事の都道府県への届け出が義務付けられていますが、レベル3は規制対象にしておらず、環境省が作成した作業マニュアルがあるだけでした。

この理由は、スレート材はアスベストが練り込まれるなど形状が安定しており、比較的飛散の可能性が高くないのに加え、工事件数が膨大で規制が難しいことが背景にあったものです。

しかし、レベル3の建材でも解体の仕方などによっては飛散のおそれがあるとの指摘が市民団体などから出され、環境省が実態調査をしたところ、幾つかの飛散例が確認されたものです。

2006年に原則使用禁止にされるまでアスベストは建物に広く使用されており、レベル3の建材は一般の一戸建て住宅や小規模ビルでも屋根、内外の壁、タイルなどに使用されている可能性があります。

アスベストは不燃性・耐熱性に優れた鉱物繊維で、しかも安価であったので耐火性を強く求められる建材の原材料として幅広く使用されてきましたが、飛散したアスベストを大量に吸い込むと細い繊維が肺に突き刺さり、平均40年という長い潜伏期間を経て治療の困難な中皮腫や肺がんをひきおこす恐れがあります。自覚症状がないまま発症することから「静かな時限爆弾」といわれています。

2008年5月の東京地裁を皮切りに、この間、アスベスト関連疾患を発症した建設現場の労働者やその遺族が提起したいわゆる建設アスベスト訴訟で、対策を怠ったとして国や建設メーカーの責任を認める判決も相次いでいます（直近では2018年9月20日大阪高裁判決、現在最高裁で審理中）。

アスベスト被害の深刻さを踏まえるならば今回の規制強化の方向性は極めて妥当なものです。国交省によると、アスベストが使用された可能性のある民間の建物は280万棟にのぼるとされており、解体のピークを迎える2028年には10万棟となると推計されています。対象となる工事は、少なくとも現在の5倍、場合によっては20倍になるといわれています。

環境省の議論と並行して、厚労省も労働安全衛生法の省令改正による規制強化を検討しています。厚労省は電子システムを新設して増加する工事の管理を強化する方針で、環境省もこのシステムを利用する計画を立てています。ただ、工事で問題が発覚した場合、対応するのは都道府県の自治体の職員ですが、多くの場合、スタッフの不足、専門知識の不足が指摘されています。

レベル1の工事はアスベストを扱った経験を持つ業者が施行するケースが多いとみられますが、それでも違法な解体工事が相次いでいる中で、アスベストを扱った経験の乏しい一般建設業者や解体業者が扱うことの多いレベル2、3の工事に規制を広めるのは健康被害の深刻さを踏まえれば当然であるにしても、それを実効性のあるものとするには、施行者への周知、規制を担う自治体などの体制整備を十分に行うことが必要不可欠となります。

アスベスト関連疾患は長い年月を経て発症します。今、きちんとした対応をしないと未来に大きな禍根を残すことを建設アスベスト訴訟は明らかにしています。それだけに、アスベスト規制強化を目的とする大気汚染防止法の改正の動向と関連諸政策の準備状況が注目されるどころです。

（主な参考資料 2019年9月3日毎日新聞、同9月5日朝日新聞）

「表現の不自由展」中止、表現の自由に懸念

愛

知県で8月1日から開かれた国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」（津田大介芸術監督）の企画展「表現の不自由展・その後」が、名古屋市長の抗議や外部からのテロ予告・脅迫の中で、展示を中止しました。こうした圧力により、憲法に保障された「表現の自由」が脅かされているとの懸念が寄せられています。

この企画展は、慰安婦を表現した少女像や、憲法9条をテーマにした俳句、天皇に関する作品など、各地の美術館から撤去されるなどした二十数点を展示していました。これについて河村たかし名古屋市長は芸術祭の実行委員会会長を務める大村秀章愛知県知事に対し「日本国民の心を踏みにじる行為で、行政の立場を超えた展示が行われている」と抗議し、展示の中止を求め、また事務局には展示開始からテロ予告や脅迫の電話が寄せられていました。県知事はこうした抗議や脅迫を理由に展示を取りやめたものです。

展示はもともと各地の美術館で撤去された作品をあえて並べ、表現の自由を考えてもらうという企画でしたが、少女像や天皇を想起させる作品に電話やメールで多くの抗議が寄せられ、芸術祭の運営事態に支障を及ぼしかねない事態に追い込まれました。

県知事は8月5日の会見で、名古屋市長の一連の発言に対して、「公権力を持つ立場の方が『この内容は良くて、この内容はダメ』というのは、憲法21条が禁止する「検閲」と取られても仕方がない」と指摘し、憲法学者の江藤正平上智大教授は、「発表前の表現内容の審査ではないものの、公的な場を設定し芸術作品を展示することを認めた以上、政治や行政

が内容に介入することは、表現の自由を認めた憲法21条に違反する疑いがある」としています。

● 国の補助金交付取り消しに、「表現の萎縮を招く」と批判

この企画展について、愛知県知事は、9月25日、脅迫などのリスク回避策を講じるなどした上で、10月14日までの会期中に展示再開を目指す考えを表明しましたが、26日、萩生田文部大臣は、採択を決めていた「あいちトリエンナーレ」への補助金7,800万円の全額を交付しないと発表しました。その理由として、会場の運営を危うくする事態が予想できたのに申告しなかった、手続き上の不備をあげていますが、愛知県知事は採択決定が覆る合理的な理由はないとして、不交付決定の取り消しを求め、国を提訴する考えを明らかにしています。トリエンナーレへの補助金交付の在り方については、菅儀偉官房長官が8月に「事実関係を確認、精査した上で適切に対応したい」と発言し、文化人や憲法学者、市民団体などから「権力の介入」として問題視される一方、官邸内には展示にいら立つ声があがっていたといわれます。菅氏は、交付見送りは文化庁の判断だと強調していますが、一度決めた補助金を後になってこうした理由で不交付とするのは異例であり、多方面から、表現の萎縮につながりかねないという批判がなされています。日本ペンクラブは、文化庁の決定が「(企画展を)脅迫等によって中断に追い込んだ卑劣な行為を追認することになりかねず、行政が不断に担うべき公共性の確保・育成とは明らかに逆行する」との吉岡忍会長談話を出しています。

(主な参考資料 2019年8月4日、6日、17日、9月27日朝日新聞)

かんぽ生命問題で NHK 経営委員会が会長注意、 番組放送も延期 — 郵政の抗議受け

かんぽ生命保険の不適切な販売を報じた NHK の番組「クローズアップ現代」が日本郵政の抗議を受け、予定された番組の報道がなされず、NHK の経営委員会は会長を注意したことが判明しました。利害関係のある外部者の圧力により、公共放送の編成が大きく影響された疑いが明らかになっています。

かんぽ生命の不適切な業務は本年 6 月頃から明らかになり、日本郵政グループ内部の中間報告（9 月 30 日）でも勧誘にあたり保険内容の虚偽説明などの法令違反が過去 5 年で 1,400 件、規定違反を含めると 6,300 件あるとされていますが、NHK ではその実態を昨年 4 月、「クローズアップ現代+」の「郵便局が保険を“押し売り！？～郵便局員たちの告白～」で報じ、続編の放送を目指してツイッターで情報提供を呼び掛ける動画を投稿しました。この動画に対し、郵政側は 7 月 11 日「犯罪的営業を組織ぐるみでやっている印象を与える」として削除を求め、NHK の番組幹部は「番組制作と経営は分離し、会長は番組制作に関与していない」などと説明しましたが、郵政側は「放送法では番組の最終責任者は会長だ」として釈明を求める文書を送付、NHK の続編取材も拒否し、8 月に動画は削除され、続編の放送も延期されました。さらに郵政側は 10 月 5 日付けで NHK の「ガバナンス（統治）体制の検証」を求める書面を送付し、経営委員会は番組幹部の発言は誤りだとして 23 日、石原委員長が上田会長に「ガバナンス体制の強化」名目で注意し、上田会長は 11 月 6 日に番組幹部の発言を「誠に遺憾」とする文書を届けたということです。

続編は昨年 8 月 10 日に放送が予定されていましたが、郵政側には見送ると説明され、かんぽ生命保険の不正販売の問題がひろがった、本年 7 月に放送されました。

郵政側には放送行政を管理する総務省の元事務次官、鈴木康雄・日本郵政副社長がかかわっており、

NHK はそうした圧力に屈して番組を延期した疑いもたれています。

石原経営委員長はこれについて「経営委は番組内容に介入してはいけないことは認識している。郵政グループの抗議に対して番組制作の責任は会長にはないと説明したことについて注意した」と話していますが、会長を厳重注意した際、経営委が公開する議事録に厳重注意の事実が掲載されていないことが判明しました。放送法は経営の透明性を確保するため、委員長に議事録の作成と公表を義務づけていますが、厳重注意は議事録を公開しなくて済む非公表の場で行われていました。同局関係者は「厳重注意が表面化して、放送法が禁じる経営委員による個別番組への介入に当たるとの批判が出るのを恐れたのではないかと指摘しています。

昨年 4 月の放送時点では、保険販売について多数の苦情が寄せられ、その後不正の疑いのある契約は約 18 万 3,000 件にまで膨れ上がり、保険の営業の自粛に追い込まれています。

日本郵政の長門正貢社長は 9 月 30 日の記者会見で、番組を見返して「今となってはまったくその通り」とし、不正の実態をよく調べずに抗議したことを「深く反省する」と話していますが、鈴木康雄副社長は NHK の取材手法について、NHK 側から「取材を受ければ動画を消す」と言われたとして、「まるで暴力団」と批判しています。郵政側の一連の圧力と、経営委の対応は、報道の自由と国民の「知る権利」に重大な脅威を与えた疑いがあり、日本民間放送労働組合は 10 月 4 日「NHK は不当な圧力に毅然と対応すべきだ」とする委員長談話を発表しています。

高市早苗総務相は 10 月 1 日の記者会見で「国民や視聴者に NHK が適切に説明すべき事案だ」と述べています。

（主な参考資料 2019 年 9 月 26 日、同 30 日、同 10 月 4 日毎日新聞、9 月 27 日、同 10 月 3 日朝日新聞）

就活生の内定辞退率販売で改善勧告 個人情報保護委員会

就 職情報サイトの「リクナビ」を運営するリクルートキャリアが、就職活動中の学生が内定を辞退する確率を予測し、それを本人に十分説明しないまま、販売していたことがわかり、政府の個人情報保護委員会は8月26日、同社に情報の取り扱いを改善するよう勧告と指導を実施したと発表しました。同社が個人データを第三者に提供する際に必要な同意を得ていなかったとして、2016年の保護委員会設置以来初めて勧告に踏み切ったものです。リクルートキャリアはこのサービスを7月4日に廃止しています。

廃止されたサービスは、前年の内定辞退者のサイト閲覧履歴からAI（人工知能）をつかって「内定辞退率予測」の計算式を作成し、それを今年の就職希望者の閲覧履歴に適用し、学生個人の辞退率を5段階で予測するもので、リクルートキャリアはこれを2018年3月以降、38社に販売し、価格は1社1年あたり400～500万円でした。同社は、リクナビの登録時にデータ利用についての同意を学生から得ているので個人情報保護法には触れていないとしてきました。社内での再調査の結果、「第三者に情報を提供する」との説明が19年3月以降の一部について同意を得る際の文言にはなく、利用の同意は得られていないとしてサービスを廃止していますが、リクナビ側が記者会見したのは問題発覚約1か月後、改善勧告をきっかけにしたものです。また内定辞退率を「スコア」としてつけられた7.5万人のうち、同意がなかったのは約8,000人ですが、同意があったからと言ってこれを利益目的で利用することにも強い疑問が寄せられています。

個人情報にかかわるサービスをIT事業者などが利用する場合、利用者がプライバシーポリシーに同意することが必要ですが、この膨大な文言をすべて読んでいる人はほとんどいないといわれ、米国の研究者の試算では平均的な利用者は年間1,462サイトを訪れており、そのプライバシーポリシーをすべて読むには244時間を要するということです。こうした実態に対応するため、欧州の情報保護のルールである一般データ保護規則（GDPR）は同意について細かく要件を定めており、プライバシーポリシーでデータ提供に同意したことになっていても、不均衡な力関係や、あいまいな表現の下での同意は無効とされます。構成取引委員会は8月、巨大IT企業が性別や職業、サイトの閲覧履歴といった消費者の情報を同意なく集めて利用すれば、独占禁止法が禁じる「優先的地位の乱用」と認定するとの指針案をまとめています。これは今後リクナビのような事案にも適用される可能性があります。

武蔵大学の庄司昌彦教授は、

「内定辞退率の提供は学生の想定を超えており、学生をあざむくもの。個人にとってのリスクや不利益を明示し、納得した上での合意を得るよう義務づける改正が必要」と話しています。

また保護委員会の松本秀一参事官は会見で

「(リクルートキャリアは) 就活という重い責任を有している企業。個人情報に関して、権利利益の保護への認識が欠けていたのではないかと指摘しています。

(主な参考資料 2019年8月3日、8月27日、9月4日朝日新聞)

取調べへの弁護士立合いを求める（日弁連徳島人権大会）

日 弁連は10月4日、徳島で開かれた人権擁護大会で、捜査機関の取調べへの弁護人の立合いを求める宣言を採択しました。

宣言は、

1. 国に対し、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者又は弁護人の申出を受けたときは、弁護人を取調べ及び弁解の機会に立ち会わせなければならない旨を刑事訴訟法に明定するよう改正すること
2. 検事総長及び警察庁長官に対し、前記1の法制化がなされるまでの間、各捜査機関の捜査実務において、被疑者又は弁護人が求めたときは、弁護人を取調べ及び弁解の機会に立ち会わせること

を求めています。宣言の理由に記載されている国際的趨勢と、反対論への反論を手短かに紹介します。

弁護人の立合いは国際的趨勢

刑事被疑者の取調べに弁護人を立ち会わせることはアメリカやEU諸国だけでなく、韓国、台湾でも規定されています。日本で弁護人の立合いを認めないことについては、国連は人権規約委員会の総括所見（2008年10月）において懸念を表明し、自由権規約14条が保障する被疑者の権利を保障するために、全ての被疑者に弁護人が立ち会う権利を保障すべきと勧告、2014年7月にも、日本政府の第6回定期報告に際して採択した総括所見において、逮捕時から弁護人を依頼する権利を保障するよう日本に求めています。拷問禁止委員会も、2013年の総括所見において、日本の刑事司法制度が、弁護人不在のまま代用監獄収容中に得られた自白に大きく依存していることや、全ての取調べにおいて弁護人の立合いが義務づけられていないことに懸念を表明していました。

被疑者の取調べに弁護人の立合いを認めない日本の刑事司法は国際的な懸念や批判を受けていますが、日本政府はその論拠として、

- ①被疑者と信頼関係を築き、被疑者から真実の供述を得ることにより事案の真相を解明するという取調べの本質的機能が阻害されるおそれがある

②捜査方法や情報源等が逐一弁護人に知られることを避けるために、取調官が被疑者に対して十分な質問が行えなくなる

③限られた拘束期間内に迅速に十分な取調べを遂げることが困難となる

などとしているとされます。

こうした反対理由について、宣言理由は、

- ・そもそも対立当事者である取調官と被疑者が「信頼関係」を築いているという実証的な研究はなく、むしろそのような取調官の思い込みが、虚偽自白によるえん罪の温床となってきたことは、過去のえん罪事件からしても明らかである。
- ・取調べ中の質問で現れる情報は、弁護人は接見を通じて被疑者から聞き取ることが可能である上、起訴後になるものの、可視化記録媒体によって明らかになることであって、立合いを認めることによる弊害とは言えない。
- ・身体拘束は取調べを目的となされるものではない上、そもそも被疑者及び被告人は黙秘権を有しているのであるから、そのことは、弁護人の立合いを妨げて取調べを行うことを正当化する理由にはならない。また、
- ・弁護人の援助を受ける権利や黙秘権は憲法上の権利であり、本来的に取調べは、被疑者に黙秘権が行使されればそれ以上は供述をえることができなくなることが所与の前提であり、このことは海外と共通の事情である。日本独自の「取調べの機能」を根拠として制約することは許されない。

と反論しています。

逮捕・勾留中の取調べは密室の中で長時間、長期間にわたって行われ、自白を引き出す圧力が加えられます。取調べに弁護人の立合いを認めることは、こうした日本の「人質司法」を根本的に変え、刑事裁判が自白調書に頼らない、公判中心主義を推進する上でも鍵になるものとみられます。

（主な参考資料 日本弁護士連合会「弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言—取調べへの立合いが刑事司法を変える」2019年10月4日）

FOCUS

日本における法的ニーズ計測の試み（2）

大石 哲夫

近年、司法アクセスのニーズを考えるうえで、高齢者、障がい者、犯罪被害者、移民・難民など、特別な法的ニーズをもつ人々の援助への関心が高まっています。こうした人々が直面する生活上のさまざまな困難への理解が進むとともに、これらの人に法的サービスを提供する観点からは、これまでのサービス提供方法を改善していく必要があるという問題意識が共有されつつあります。そこで、これまでに日本でなされた特別のニーズを持つ人々の法的ニーズ調査について簡単に見ていきたいと思えます。

○ 路上生活者調査

法テラスが2008年に行った「法律扶助へのニーズ及び法テラス利用状況に関する調査結果」では、一般対象調査とともに、路上生活者へのアンケート調査が実施されました。当時は消費者金融などによる債務返済に困窮した人々が仕事を失い、家族と離れ、駅や公園、川べりなどで日を送る姿が各地で見られました。そうした人々が直面する問題を探り、安定した日常生活を取り戻すための法的支援の課題を探ったのが、この調査です。この調査は現に路上で暮らしている人と、支援活動などにより施設に入居している人を対象に、東京、大阪、京都で実施されました。

高い問題経験率

路上生活者の問題経験は、経験の頻度、回数ともに一般対象調査を大幅に上回り、過去5年間の頻度（経験）は法律・福祉問題の合計で83.5%、平均件数は2.8件となりました。このうち法律問題は77.4%を占めており、福祉問題のみと答えた人は6.1%にとどまっています。

高頻度で発生していた問題は、法律問題では「借金に関する問題」（44.2%）、職場での問題（29.1%）、「戸籍・住民票をめぐる問題」（26.4%）、福祉問題では「生活保護を受給できないこと」（24.5%）、「健康保険の給付や保険料」（18.5%）、国民年金・厚生年金の受給（15.8%）などでした。

調査報告はこれらがいずれも法的援助を必要とする問題で、早急な対処が必要としていますが、特に

路上生活者特有の問題ともいえる「戸籍・住民票をめぐる問題」がかなりの頻度で発生している点には注意を要するとしています。また、公的給付に関する困難は、離婚や多重債務といった新たな法的トラブルを生む土壌となりかねない問題であるために、「公的給付に関する支援も法的トラブル解決の一手段であると捉えた対策が必要であろう。」としています。

福祉事務所や行政相談を通じての広報の重要性

問題を経験した人が最も重要な法律問題について弁護士・司法書士に相談した割合は33.5%、弁護士・司法書士以外に相談したとするものは35.5%で、地域的（東京、大阪、京都）にはさほどの違いは見られませんでした。現に路上で生活している人と施設で暮らす人では、施設入居者が弁護士・司法書士に相談した割合は40.8%であるのに対し、現路上生活者は26.4%と大きく異なり、現路上生活者では「福祉事務所」や行政の相談窓口への相談率が高くなっていました。相手方との交渉頻度も、施設入居者は現路上生活者に比べ高く、直接交渉したとする割合が高くなっています。また問題の解決率では、一般調査の49.6%が決着したと回答したのに対し、路上生活者で決着したと答えた人は24.0%にとどまっています。

こうした結果を受けて、調査報告は、「施設入居者については入居施設を通じての広報が重要と思われるが、現路上生活者に対しては福祉事務所や行政の相談窓口経由の広報が重要であろう。」としています。

○ 震災被災者ニーズ調査

2011年3月11日に発生した東日本大震災と、これにより発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は未曾有の大災害であり、深刻かつ広範な被害をもたらして今日に及んでいます。法テラスでは震災直後から被災者への法律相談、被災地出張所の開設などに取り組み、2011年10月、法テラス南三陸出張所の開所をはじめ、2013年3月までに7か所の被災地出張所をたちあげました。また2012年3月に全党一致により成立した「東日本大震災の被災者に

対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）のもとで、資力要件のない法律相談や事件進行中の償還猶予などの画期的な施策に取り組んできましたが、こうした活動が被災者の生活の再建にどの程度役立っているのか、有効な法的支援のためにはどのような支援が求められるかを調査するために、2012年11月～12月に仙台市、女川町、南三陸町、相馬市及び二本松市にある浪江町の仮設住宅の住民を対象とするアンケート調査を実施し、さらに2013年5月～7月にはアンケート調査の回答者のうち24人を対象にインタビュー調査を実施して、同年5月に最終報告書をまとめました。

この調査では、震災発生時から調査時までに被災者の方が経験した法律問題、最も重大な問題の弁護士・司法書士への相談状況、弁護士・司法書士以外への相談状況とその解決状況、「裁判・調停」「私的整理ガイドライン」などの法的解決手段の利用状況、原発事故に関連する問題、弁護士・司法書士への相談状況とその解決状況、「東京電力への直接請求」「原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）への申し立て」「裁判・調停」の法的解決手段の利用状況、法テラスの認知状況などにつき、アンケートがなされました。調査は訪問留置回収法という形で各地域330世帯に調査票を置き、後日回収する方法でなされ、有効回収数は1,598票でした。回答者では、男性が40.2%、女性が59.8%、65歳以上の回答者がいる世帯は44.2%で、震災当時同居しており、調査時点で別居している家族がいる家族は28.9%を占めました。

インタビュー調査は、対象の5地区に法テラスの本部専門員が出向いておこなわれました。

地域により異なる問題経験、 法律家の相談経路・相談率

回答者のうち、震災後何等かの法律問題を経験したと回答した人は40.1%で、法テラスが2008年に実施した一般対象調査の問題経験率25.2%（5年間）を大きく上回りました。一人あたりの経験率は2.5件で、これも2008年調査の1.8件を大きく上回っています。

被災者の方が経験した法律問題としては「自治体による土地の買い上げ」（10.5%、複数回答）、「義捐金・災害支援金等の給付金」（9.5%）、「住宅ローン」（9.0%）、「解雇・雇止め」（7.2%）、「土地・建物の売買・建築など」（6.6%）、「地震保険の保険金請求」（6.5%）、「相続・

遺言」（6.0%）、「借金」（5.6%）などの順となり、いずれも被災の深刻さを思わせるものですが、その割合は被災地によりかなり異なることが明らかになりました。被災地の中では復興への動きが比較的早く進捗しているといわれた仙台市では「土地・建物の売買・建築など」、「自治体による土地の買い上げ」、「土地の境界」などの割合が他地域に比べて高くなっているのに対し、南三陸町では「相続・遺言」、「地震保険の保険金請求」が高く、相続の割合の高さは津波で亡くなった方の多いことを反映しています。また二本松市（浪江町）では、現在の住まいでの近隣関係、解雇・雇止め、賃金・退職金、子どものいじめ等学校問題の占める割合が他の地域に比べ極めて高くなっていますが、これは原発事故にともなう職場の喪失や、避難先での生活トラブルの深刻さをうかがわせるものです。

地域的な違いは、法律専門家への相談の割合の違いとしても顕著になっています。「最も重大な問題」を解決するうえで、弁護士や司法書士に相談した割合では、回答者579人のうち、「相談した」は28%となっていますが、女川町ではその割合は48.8%、南三陸町では34.6%にのぼっています。また相談経路としても、具体的な相談先として、「弁護士・司法書士の事務所に直接出向いて」（8.3%）が最も多く、次いで「避難所や仮設住宅にきた弁護士・司法書士に」（7.8%）、「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」（6.9%）の順に多くなっていますが、女川町では「避難所や仮設住宅にきた弁護士・司法書士に」（16.3%）が最も多く、二本松市（浪江町）も15.8%と最も多くなっています。出張相談が効果を発揮したことがうかがわれます。女川町では次いで「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」（12.5%）が高くなっています。女川町には法テラス出張所はありませんが、近隣の東松島市に法テラスの被災地出張所が設置されていることから、この出張所が女川町の被災者にも良く知られている可能性が指摘されています。また同じく法テラスの被災地出張所が置かれた南三陸町では、法律家への相談経路は、「法テラス事務所や出張所に直接出向いて」（19.2%）が顕著に高くなっています。

法律問題として意識しない層の存在

法律専門家に相談しなかった理由として挙げられているのは、「相談しても無駄だと思うから」（28.2%）、

「時間や手間がかかりそうだから」(26.3%)、「費用がかかりそうだから」(26.3%)となっています。

原発関連事故の法律専門家相談率は、二本松市(浪江町)で45.8%ですが、相馬市では26.2%とどまっています。その理由として、町全体が警戒区域に指定され、住まい・生活の全体が被害を受けた浪江町と、警戒区域には指定されていない相馬市との被害・損害の深刻度の違いなどが推定されています。原発事故のような深刻な被害で、それが法律問題であることは比較的容易に理解されやすいのではないかとと思われる状況でも、専門家に相談していない割合は49.6%(二本松43.1%、相馬56.9%)になりました。インタビュー調査では、アンケート調査で法律問題を経験していないと回答した人(6人)すべてが、法律問題を経験していることが判明しており、このことから、意識しないで埋もれている多くの法律問題が推定されます。

また報告書は、法律専門家相談の阻害要因として、費用や時間・手間とともに、「相談しても無駄だと思うから」(28.2%)、「弁護士・司法書士に相談するほどの問題ではないから」(15.9%)、「分野が違うと思うから」(12.1%)などが高い順位で選択されていることについて、これらは法律専門家に相談することの「有効性感覚の欠如」ともいうべきもので、大きな阻害要因となっているとしています。

依頼者に身近で寄り添った、迅速なサービスのインフラ求める

報告書は法テラスの被災者支援の課題として、

- ①情報障害などのアクセス障害の克服に向けて—被災地出張所とアウトリーチの有効性
- ②潜在的ニーズの掘り起しに向けて—待機型サービスの限界と司法ソーシャルワークの必要性
- ③法律相談等の援助内容の改善について—「身近」で「ニーズ」に沿ったサービスを
- ④今後の政策課題について—迅速な被災者支援のためのインフラ整備に向けてとする提言をまとめています。

○ 高齢者・障がい者のニーズ調査

高齢者・障がい者の司法アクセスの問題は特別の法的ニーズを持つ人々への施策の重要課題として認識されてきました。法テラスではスタッフ弁護士の活躍を契機とする司法ソーシャルワークが広がりを見せ、2016年には総合法律支援法が改正されて、認

知機能が十分でない高齢者・障がい者について、資力を問わない法律相談が開始されています。

こうした中で、日弁連は法テラス業務開始10周年企画として、2016年11月～12月にかけて「超高齢社会における高齢者・障がい者の司法アクセスに関するニーズ調査」を実施、2018年10月に報告書をまとめました。この調査は高齢者・障がい者特有の問題傾向、潜在的ニーズ、行動・不行動傾向、相談行動への障害(脱落プロセス)等を明らかにし、高齢者・障がい者の司法アクセス改善につなげることを目的として実施されました。調査の性格上、この調査では援助の対象となる人々から直接実情を聞くのではなく、地域包括支援センター職員、障がい者相談・支援機関の職員、及び高齢者・障がい者に関する事件を取り扱っている弁護士を対象とし、地域包括支援センター職員は東京23区、愛知県、高知県、鳥取県に所在する全てのセンター、障がい者相談・支援機関職員に対しては東京都新宿区、名古屋市に所在する機関に所在する機関に郵送して回答を求めました。また弁護士に対しては、高齢者・障がい者のための委員会や案件を取り扱う弁護士に個別にファックス、電子メールでアンケート用紙を配布しました。回収数は、地域包括支援センター職員対象が1,046通、障がい者相談・支援機関職員対象が57通、弁護士対象が86通となっています。なお更なる調査が必要と判断したケースについては2017年7月～8月にかけてインタビュー調査が実施されました。

介護、医療、住居、財産管理、債務、虐待など—高齢者・障がい者が抱える問題

高齢者の調査では、職員が過去1年間に対応した個別のケースのうち、最も印象に残っているケースを二つ選んでもらい、ケースの内容を簡単に記載してもらったうえで、これを「介護」「年金」など15の具体的な問題及び「その他の問題」の選択肢を示して問題を分類しました。障がい者の調査でも同様の方法がとられました。

その結果、高齢者と障がい者が抱える問題の種類は重なるものが多く、介護、医療、住居、財産管理、虐待、年金、近隣とのトラブル、借金などが上位にきていますが、高齢者では介護が最も多く、障がい者では支援する家族の高齢化が上位にきています。

一つのケースに存在した問題の数では、高齢者では3つという回答が最も多く(20.7%)、次いで2つ

(20.1%)、1つ(17.3%)となっていますが、5つ以上のケースもかなりありました。これに対して、障がい者の場合には一つのケースに存在した問題の数では1つという回答が最も多くなっていますが、全体の4分の3のケースで、問題の複合がみられたとのことです。

弁護士を対象とした調査は、高齢者と障がい者を共に対象とするものでしたが、回答があった個別ケース110件のうち最も多く選択された問題は「成年後見・財産管理をめぐる問題」(36.4%、複数回答)であり、続いて「借金」(29.1%)、「虐待(養護者)」(20.9%)、「介護」(20.9%)、「住居の喪失」(15.5%)などが続いています。地域包括支援センターや障がい者相談・支援機関職員が挙げた問題は職員が経験した生の問題であるのに対し、弁護士が経験したケースでは法的側面が比較的高いものとなっています。

問題の多くは顕在化せず、 顕在化のきっかけは支援者や家族

高齢者調査では、被支援者本人からの相談がなかったケース(回答者総数1,099)のうち、本人も問題を認識していたのは26.9%(回答者総数296)で、56.2%(同618)は問題を認識していませんでした。また本人が問題を認識していても、「被支援者本人が他人の助けを求めたがらない」(41.2%)、「頼るべき人が身近におらず、自力で外に出られない」(25.3%)、「被支援者本人が他人との接触を嫌っている」(15.9%)、「家族又は同居者が本人と接触させない」(7.8%)などにより、高齢者自身からは問題が顕在化しにくくなっています。

高齢者の問題が顕在化し、地域包括支援センターが取り扱うきっかけとしては、家族以外の支援者からの相談(48.9%)、被支援者の家族からの相談(15.5%)、被支援者本人からの相談(12.3%)となっており、地域包括支援センターの職員自身の気づきや発見は1.8%に留まっています。

地域包括支援センターに持ち込まれた高齢者の問題はほぼすべてのケースで上司・同僚・自治体担当者などに相談され、担当者限りで判断されることはありませんが、このうち弁護士に相談されたものは19.1%にとどまっています。弁護士に相談しなかった理由としてあげられているのは、「法律相談ではないから」(36.1%)、「弁護士に相談するほどの問題ではないと思った」(26.8%)、「費用が心配だった」

(16.1%)、「適切な弁護士を知らなかった」(13.1%)などとなっていますが、インタビュー調査では、自治体の担当者に相談されるケースが多く、職員自身が弁護士に相談できるのは地域包括支援センターと弁護士の間に直接のコンタクトがある場合などに限られてくるものとみられます。また弁護士とかかわった経験のある人でも、必ずしも弁護士に対して肯定的な評価をしていない回答も見受けられたということです。弁護士に関わりたいと考えている職員も、弁護士はどのような相談にのってくれるのかに不安を持つ傾向が見られます。これに対し法テラスのスタッフ弁護士が定期的に来訪している部署では、法的な視点でアドバイスがもらえ、迅速な対応がなされたことも紹介されています。

一般の事件とは異なる活動求められる

弁護士がかかわったケースでは、相談経路は「地域包括支援センターを通じて」(18.2%、複数回答)、「福祉施設関係者・医療関係者を通じて」(17.3%)、「被支援者本人が直接」(14.5%)「家族・親族が代理して」(14.5%)などとなり、地域包括支援センター、福祉施設関係者・医療関係者及び社会福祉協議会の合計では47.3%となっています。相談する際の費用負担としては、日本司法支援センターの扶助相談・民事法律扶助を利用した人が43.6%に上りましたが、担当弁護士のボランティアというものも24.5%あり、経済的支援の拡充が課題であることを示しています。

被支援者の問題処理において、かかわった弁護士が一般の受任事件と異なる対応として行った活動は、「行政機関や支援者を集めた集団でのケース会議にでた」(42.7%)、「弁護士が被支援者の自宅で打ち合わせを行った」(39.1%)、「関係者士業、医療ソーシャルワーカー等との個別の打ち合わせを行った」(26.4%)などがあり、高齢者支援に伴う司法ソーシャルワークの必要性を裏付けています。

(おおいし てつお 理事)

【参考資料】

- ・日本司法支援センター「法律扶助のニーズ及び法テラスの利用状況に関する報告書」(2008)
- ・日本司法支援センター「東日本大震災の被災者への法的支援に関するニーズ調査報告書」(最終報告書)(2014)
- ・日本弁護士連合会「超高齢社会における高齢者・障がい者の司法アクセスに関するニーズ調査報告書」(2018)

司法アクセス・グローバルプロジェクト始まる

第二次大戦後、西欧の主要な先進国を中心に、特に1970年代、法律扶助制度の充実・発展がなされてきましたが、1980年代の世界的不況と財政難を背景に、各国は多くの課題に直面してきました。この中で司法アクセスの充実やADRの充実、ITの導入によるサービスの改革などとして進展し、20世紀末からは旧社会主義圏や紛争を経験した国々、さらに発展途上国を含む、世界的な制度として進展を見せています。しかしながらその内容は、民事と刑事、弁護士による援助と弁護士によらない援助、サービスの内容と質など、国や地域により大きな違いももたらしています。こうした経過を背景に、本年はじめ、ここ数十年にわたり法律扶助運動をけん引してきた国際法律扶助グループの主宰者のアラン・パターソン教授（スコットランド）、アール・ジョンソン元リーガル・サービス・プログラム・ディレクター（アメリカ）などにより、司法アクセス・グローバルプロジェクトが提案され、これまでにならぬ規

模と内容にわたる調査が開始されています。

このプロジェクトは、世界中から集まる研究者らの、これまでにならぬ規模の国際的ネットワークを形成することにより、「アクセス」問題の実践的な解決を目指すこととしており、「多様な文化、専門及び国を代表する有力な専門家と、可能な限り先住民と社会の底辺の排除された人々を含む関係者の協力のもとで、このプロジェクトは貧困者だけでなく多くの人々が法制度に関わり、活用することを妨げ、拒まれている法的、文化的、経済的、文化的及び心理的バリアを分析することにより、世界の主要な司法制度の影響に関する最新の情報を集めるもの」としています。

このプロジェクトは本年7月までに74か国から137名の研究者、実務家、法律扶助実施機関、司法省関係者らが参加しています。日本からは池永知樹弁護士と、我妻学東京都立大学教授を中心に取り組みが進んでいます。司法アクセス推進協会もこれを支援しています。

編集後記

Editor's notes

- ◇ 東日本大震災における東電原発事故は、決してあってはならない大惨事であり、今日に至るまで深い爪痕を残しています。「絶対的安全性の確保」こそが問われてきたのではないのでしょうか。
- ◇ 同性婚を内縁関係に準ずるとした宇都宮地裁判決は今後多くの社会的・法的整備を求めることになると思われます。
- ◇ ITツールを利用した争点整理の試行・運用が2020年2月頃からいくつかの裁判所で開始されるということです。ITが司法アクセスをより容易にし、弱者の法的権利保障に役立つことを期待します。
- ◇ 憲法第9条の戦争放棄条項の形骸化を防ぐためには、国際紛争の防止に対する高い理想を保持するという、平凡な覚悟と知恵が必要です。安保違憲訴訟の今後を見守りたいと思います。
- ◇ 「かんぽ生命」の不適切販売の影で、郵政側からNHKの報道に対する極めて不当な介入がなされ、経営委員会がこれに屈服して予定していた番組を延期したことは明白だと思われます。あってはならない事態です。
- ◇ ビッグデータを用いた営業の中で、私たちが当然の前提的権利と感じてきたプライバシーの空間がいつの間にかなくなっているような危険を感じる場合があります。リクナビにかかわる内定辞退率販売はそうした怖れを感じさせます。
- ◇ 関西電力の役員が高浜町の助役から3億2千万円におよぶ金品を受け、その助役が資金提供を受けていた地元建設会社に原発関連工事を発注していたことが明らかになっています。この問題に関する調査委員会の報告は昨年秋に監査役会になされ、多くのコンプライアンス上の問題が指摘されていたにも関わらず、重要議案としてとりあげられておらず、取締役会にもかけられてはいませんでした。コンプラやガバナンスが機能していない企業が国民生活に重大な影響を持つ原発などを建設してはならないと思います。
- ◇ 日弁連の徳島人権大会で被疑者の取調べに弁護人を認めることを要求する宣言が採択されました。実現には法改正だけにとどまらず、弁護人の対応を含む刑事司法の抜本的な改革が必要です。被疑者国選弁護を実現した日弁連の今後の活動に期待します。
- ◇ 司法アクセス推進協会へのお問い合わせやご意見は、shihouaccess.suishin@gmail.com にお寄せください。